

労働法最前線

—企業人事の視点から見る労働法動向

世澤法律事務所 陳軼凡 監修

「客観的事情に重大な変化の発生」

第65回

背景：騰訊（テンセント）は2013年9月16日、検索エンジンの搜狗（Sogou）に戦略的投資を行い、搜狗に4億4,800万米ドルを資本注入し、騰訊配下の検索エンジン搜搜（SOSO）の事業と関連資産を搜狗に合併させることを宣言しました。取引完了後、騰訊は搜狗の約40%の株式を保有することになります。資産合併で、騰訊搜搜は業務、技術、データを搜狗に合併するだけでなく、チーム全体、総監クラスの人材も含むとのことです。ただし、元騰訊搜搜に属する大多数のチームメンバーは搜狗で勤務することを望まず、騰訊搜搜での勤続年数に基づき経済補償金の支払いを要求しました。しかし騰訊側は、搜狗で勤務することを拒絶する場合、自動的に離職処理をすると表明しました。

解析：今回の事件の主な依拠は『労働契約法』第40条の規定、すなわち、「労働契約締結時点において根拠とした客観的事情に重大な変化が生じ、労働契約を履行することができなくなり、雇用企業と労働者が協議を経て、労働契約内容の変更について合意することができない場合、雇用企業は30日前までに書面をもって労働者本人に通知する、あるいは労働者の1カ月分の賃金を支払うことによって、労働契約を解除することができる」です。

1. 業務の分離

本案では、騰訊搜搜は買収企業として、その持ち分、法人主体に変更は発生せず、労働契約の履行に影響は及んでいないものの、そのチーム内のピンイン入力システムと検索エンジン業務を搜狗と合併させ、従来の業務が騰訊搜搜から分離されたため、もとの職位はもはや存在しません。業務の分離により職位の消失を招くことは、「客観的事情に重大な変化が生じた」に当たり、労働契約の履行を不可能にするといえるのでしょうか。

今回の騰訊搜搜の業務分離が法的性質論上、資産譲渡に該当することが可能であり、「客観的事情に重大な変化が生じた」に該当する余地があると思われます。一方、実務上、次のように分けて議論する必要があります。

すなわち、(1) 技術的専門性の高い職位は、騰訊搜搜がピンイン入力システムと検索エンジン業務を今後展開しないことは明らかで、関連する専門技術者は原労働契約に規定された業務要求を履行することが不可

能となり、「客観的事情に重大な変化が生じた」ことにより、原労働契約の履行が不可能になります。(2) 補助的業務の人員は、職場異動、配置転換といった原労働契約の変更によって正常に履行可能ですが、異動先、配属先が用意できない場合、「客観的事情に重大な変化が生じた」ことに該当し、原労働契約の履行が不可能になると思われます。

2. 勤務場所の変更

上海地区の司法実務は一般的に、企業が上海市から他の省市に移転する場合、「客観的事情に重大な変化が生じた」に該当し、労働契約の履行が不可能と判断します。企業が市内中心地から中心地に移転する場合、「客観的事情に重大な変化が生じた」には該当せず、労働契約は正常に履行可能です。市内中心地から郊外、あるいは郊外から郊外に移転し、明確な対処策（通勤バスの手配、交通費の支給、勤務時間の合理的な調整など）がある場合も、「客観的事情に重大な変化が生じた」には該当しません。

本案では、騰訊搜搜が業務の分離などの原因により従業員に新しい勤務地で勤務することを要求する場合、前述の司法実務に基づき判断することもでき、従業員が会社の指示に服さないことを理由に、処罰することはできないと考えます。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所

陳軼凡、盧偉、紀樺、殷利華、王娜、紀悦穎、朱響鳴、許文実

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、外商直接投資およびM & A、企業日常法務、労働問題、不正競争・独占禁止、知的財産権、債権回収、訴訟および仲裁、会社の解散・清算および破産などが挙げられます。

Web: www.broadbright.com

E-mail: broadbright@broadbright.com

【北京本部】

Add: 建外大街永安東里16号CBD国際ビル701室

Tel: 010-8513-1818、010-8513-1800 (日本語専用)

【上海支所】

Add: 淮海中路93号大上海時代広場1109室

Tel: 021-5386-1618、021-5386-1109 (日本語専用)